



公立一般選抜の特別措置について

今年度は、コロナの影響で、一般選抜に特別措置が設けられました。今回の進路だよりでは、その特別措置について紹介します。

1. 追試験を受けた場合の府内私立高校の入学手続きについて

追試験に出願した場合は、府内私立高校の入学手続き日の期限を延長してもらえよう、教育委員会が私学連合会に申し入れをしています。期限延長が可能な場合、対象者は、下の①、②のいずれも満たしている場合に限ります。

①追試験に出願している生徒

②入学手続きの期限が、3月18日以降かつ、3月21日以前に設定されてる府内私立高校の合格者

入学手続きの延長を希望する際は、3月11(木)、12日(金)のいずれかの日の午前9時～午後5時までに、必ず、保護者が当該私立高校へ電話連絡を入れ、追試験に出願したことを伝えて、指示を受けてください。

2. 追試験を受験できなかった場合

追検査に係る特別対応の対象者 … 追検査の出願が認められたもののうち、下の(1)、(2)のいずれにも該当する者

(1) ア. 新型コロナ陽性者

イ. 濃厚接触者・PCR検査の受験予定者(結果待ちを含む)

ウ. 濃厚接触者でPCR検査の陰性であることが判明しているもののうち、追検査当日に発熱等の風邪の症状がある者

エ. 海外から帰国・入国したもので14日間の待機を指示されている者

オ. 追検査当日にコロナ陽性者や濃厚接触者であることが判明し、検査を中断せざるを得なかった者

(2) 2次選抜への出願資格を持っていながら、2次選抜に出願しなかった者。

左記の対象者へは、

教育委員会は、3教科(国数英)のテストを実施し、当該生徒の学力を把握する(以下「学力把握」という)とともに、面談を行い、その結果と調査書・自己申告書の内容をもとに、受け入れ校の調整を行う。受け入れ校は、一般選抜での志願先高等学校とは異なる場合がある。学力把握に使用する問題は、当該生徒の一般選抜での志願先高等学校において実施した問題の種類に応じたものとする。

となっています。

特別措置を希望する生徒がいる場合は、中学校は3月22日(月)午後5時までに、委員会へ連絡を入れます。対象者の待機期間終了後、中学校は学力把握の希望日を委員会に連絡します。そして、委員会は対象者への学力把握を行い、受け入れ校を調整することになっています。受け入れ校は、募集人員が達しているかどうかにかかわらず、速やかに対象者の受け入れを行うことになっています。

3. 2次選抜に係る特別対応について

対象者が2次選抜への出願意思を持ちながら、コロナの陽性者、濃厚接触者などで受験が認められなかった場合、特別対応を受けることができます。その際、中学校は3月22日(月)午後5時までに委員会へ連絡を入れることになっています。中学校と委員会で面談の日程を調整し、対象者は教育委員会で面談を受けます。面談後、委員会が2次選抜志願校を中心として受け入れ校の調整を行います。受け入れ校は、定員に達しているかどうかにかかわらず、速やかに対象者の受け入れを行うことになっています。

最後に

今年度は、コロナ対策でいくつか特別措置が設けられているので安心して試験日を迎えるようにしてください。ただし、追試験以降に進学先が決定するのは、おそらく気持ちの負担がとて大きくなると思います。試験当日に受験できるように体調管理には十分に気を付けてください。